

○総務省告示第二百九十号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

総務大臣 山本 早苗

表の七の項中「週間放送番組表」の下に「（二以上の認定基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用して放送する場合は、変更があった月の週間放送番組表）」を加える。